

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から、国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券（外国株を除く。）、転換社債型新株予約権付社債、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」

*グリーンシート銘柄は取扱いません。

*ワラント及びワラント債は取扱いません。

*端株（単元未満株）は取扱いません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所に取引参加者又は会員を経由し、取次ぐこととし、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いを行いません。

①お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取引参加者又は会員を経由し、取次ぐことといたします。金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文は、金融商品取引所における注文の受付が再開された後に金融商品取引所に取引参加者又は会員を経由し、取次ぎます。（大引け後のご注文は原則受付けておりません。）

②①において、委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所が1箇所である場合（単独上場）には取引参加者又は会員を経由し、当該金融商品取引所へ取次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社QUICK提供の市場情報システムで対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に表示されている金融商品取引所（当該市場は、当該情報提供会社の所定の計算方法により、基本的に一定期間において最も流動性が高い市場として選定されたものです。）に取引参加者又は会員を経由し、取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場の多くは投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、

流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性が高い金融商品取引所において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引については、2. に掲げる方法によらず、ご指示があった方法により執行いたします。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するように努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

付 則

制定：平成19年9月30日

この改正は、平成21年8月24日から実施する。